

速報重要判例解説

【No.2003-004】

休眠会社に準じる状態にある会社の発行済株式の半数近くを所持する少数株主による会社解散請求が認容された事例。

【文献番号】	28082299
【文献種別】	判決 / 名古屋高等裁判所 (控訴審)
【判決年月日】	平成15年 5月28日
【事件番号】	平成14年(ネ)第1086号
【事件名】	株式会社解散請求控訴事件
【裁判結果】	棄却
【裁判官】	青山邦夫 安間雅夫 倉田慎也
【参照法令】	商法406条ノ2第1項、406条ノ3第1項

《本件判決についての解説》

1. 事実の概要

Y会社(被告・控訴人)は、昭和23年2月5日、鉄鋼販売・卸業を目的とし、亡Aら2名を代表取締役、X(原告・被控訴人)を取締役、Bを監査役として設立され、昭和27年7月ころ発行済株式総数が20万株、資本金1000万円となった。現在、発行済み株式20万株のうち、Xらは合計9万7000株を所有し、その余の10万3000株の内9万9000株はY会社代表者とその姉妹が、4000株はCが所有している。

Y会社は昭和38年度には売上高30億円、税引き前純益約3000万円を上げ、株主に対し年2割の配当をしたこともあったが、その後、商社企業の大型化、系列化が時代の趨勢となったことから、昭和39年7月1日、D株式会社に対し営業譲渡(全従業員の移籍を含む。)をし、鉄鋼販売・卸業の事業活動を停止した。そして、Y会社は同月25日その定款の目的を不動産賃貸業に変更し、従業員に社宅として使用させていたY会社所有不動産のみを賃貸・管理する会社となった。

Y会社は、昭和40年以降昭和55年を除いては1度も株主総会を開催しないまま取締役・監査役の選任ないし重任の登記手続を繰り返し、亡Aは平成4年11月16日の死亡に至るまで代表取締役に留まった。Y会社は多くの資産を有しており、昭和48年3月期から平成6年3月期の間に順次Y会社所有不動産及びゴルフ会員権を売却していった。その総額は5億9326万4000円である。一方、Y会社は、昭和42年4月期から平成6年3月期まで同社役員らに対し報酬・賞与又は退職慰労金合計3億5581万4000円を支出したが、昭和40年3月期以降、亡A死亡に至るまで株主に対する利益配当をしなかった。

亡Aの死亡後、大株主や取締役の意見もあって、亡Aの長男で勤務医のEがY会社の代表取締役に就任することになったが、株主総会、取締役会は開催せず、同月15日付けで書類だけを作り同月29日Eの代表取締役就任の登記を経由した。EはY会社を経営していく考えがなかったため、Xらに対し、次の役員改選時には取締役をF、G、監査役をHに交替し、会社は今後清算する方向で行きたいと相談し、了承を得た。Y会社の資産の内、最後に残った不動産は平成7年8月1日に売却され、これにより、Y会社の資産は預金等の流動資産以外なくなった。資産の売却益は合計7億8881万1000円である。

Y会社は平成11年9月16日に開いた株主総会の決議に基づき、同月27日Eにつき取締役及び代表取締役、同F及びGについて取締役、Hにつき監査役の各選任登記手続を経由した。Y会社現役員らはいずれも非常勤無報酬である。Y会社はまた同年12月18日と翌年5月27日の株主総会で、昭和41年4月から平成12年3月までの決算に関する貸借対照表、損益計算書及び利益処分の承認の件、退職役員の退職慰労金支払承認の件を可決した。XらはY会社に対し、平成12年6月12日9800万円の利益配当を第1号議案とし、同議案が否決された場合のY会社解散及び残余財産分配を第2号議案とする臨時株主総会開催を請求し、同株主総会は同年7月24日開催されたが、両議案とも賛成8万8800株、反対10万3000株で否決された。Y会社は平成13年5月29日、同年3月期の1億円の利益処分案を含む決算承認を第1号議案

とする定時株主総会を開催し、同議案は全員賛成で可決され、Xらを含むY会社株主はその後Y会社から1株当たり500円の配当を受け、平成14年3月期の残存資産は1986万円に減少した。またY会社は現役員とXらとの紛争状態で平成13年3月期までの6年間に弁護士費用合計1450万円を支出し、同じく4年間に税理士費用210万5000円を支払った。

以上のような事実関係の下で、Y会社の少数株主であるXらはY会社に対し、Y会社が1名の従業員も預金以外の資産もなく、実質的には休眠会社であり残余財産を無為に費消していると主張して解散請求（商法406条の2第1項）をしたのに対し、Y会社が同条項所定の事由がないとして争い、第一審はXらの請求を認容したため、Y会社が控訴した。

2. 判決の要旨

商法406条の2第1項各号が解散判決をなすべき事由について厳格な要件を規定したのは、営業継続中の企業においては、会社を解散するか否かの判断は第一次的には株主の多数意思に委ねるべきであって、少数株主の請求により判決によって会社を解散させることができるのは、企業の継続が株主の共同利益を害する等の例外的な場合に限られるべきであるとの趣旨と解される。

しかしながら、商法406条の3第1項に規定するような休眠会社又はこれに準ずるような会社については、同法406条の2に規定する以上の株式を保有する株主が休眠状態を是とせず、会社財産の精算〔原文のママ〕を求める場合には、会社を休眠状態のままにしていること自体が会社の業務体制の欠缺を意味し、会社の財産の管理方法として著しく失当といえるから近い将来会社が再開する予定があり、しかもそれが実現可能なものである等の特段の事情のない限り商法406条の2第1項2号に該当する事由があるというべきである。

これを本件についてみるに、・・・Y会社は昭和39年に定款の目的を不動産賃貸業とした以降、従業員に社宅として使用させていたY会社所有の不動産を管理するのみの会社であり、その後順次その不動産その他の資産も売却していった。平成5年11月亡Aが死亡した後、同人の長男Eが代表取締役就任することになったが、同人は医師であって、Y会社の経営を行う意思はなく、同社を清算する意向であり、同社は事業活動を行うことなく、平成7年8月1日最後の不動産をも売却し、その後は預金、有価証券等の流動資産のみが存在する状態である。そのような状態に加え、Y会社には事業計画も、それを遂行する体制もないから、Y会社は休眠会社に準ずべき状態にあると認められる。

Y会社のこれまでの経理（裁判費用・決算書作成・登記費用等の支出）は、正規の手続を経てなされ、また、退職慰労金の支出も株主総会の支払承認決議がなされるなど、これも正規の手続を経てなされているから、これらの支出は不当であるとは言えないばかりか、Y会社役員らは無給であり、この点においてかならずしも会社財産の管理が不当であるということとはできないが、Y会社の発行済み株式のほぼ半数を所持するXらが会社清算を望み、B自身も会社清算の意向があるなかで、会社を休眠状態で放置すること自体が会社の財産の管理方法としては著しく失当であるといわなければならない。

以上によれば、Y会社には商法406条の2第1項2号に該当する事由があるというべきである。

3. 本件判決についてのコメント

（１） 本件は、裁判例の比較的乏しい株式会社解散請求事件であり、かつ判例集に公表されたなかでは初の高裁判断としても貴重な一例である。これまでに物的会社の解散判決請求（商法406条ノ2第1項、有限会社法71条ノ2第1項）が認容されたケースの大半は、株主（社員）構成が真つ二つに分裂して根本的な対立状態にある「行き詰まり（deadlock）」事例で（たとえば、株式会社に関する大阪地判昭和35・1・22下民集11巻1号85頁と東京地判平成元・7・18金判843号46頁、有限会社に関する東京高判平成3・10・31金判899号8頁、大阪地判平成5・12・24判時1499号127頁、高松高判平成8・1・29金判996号17頁など）その典型はいわゆる二人会社の場合である。これらの事例では、等分の持分比率による膠着状態が続くため取締役会や株主（社員）総会の多数決が成立しがたく、構造的に会社の意思決定が阻害される結果、会社業務が停滞し、その打開策も講じられないという問題を生じやすい。そのため、物的会社の解散請求事由として法の掲げる「会社ノ業務ノ執行上著シキ難局ニ達シ」た状態で、「会社ニ回復スベカラザル損害」を生じる（商法406条ノ2第1項1号、有限会社法71条ノ2第1項1号）と認めやすく、いわゆる1号事由による解散請求認容となった例が多い。ただし、持分比率や取締役構成が等分に拮抗していても、対立する一方の側が事実上の経営主導権を握っていれば、実質的な経営の停滞は生ぜず、むしろその主導的な側が他

方を不当に排除して会社利益を恣にするという問題パターンに陥る可能性もある。すなわち、対立する双方がどちらも支配権を握れないという資本多数決の無機能状態と、一方が支配権を握り他方を抑圧することで生じる少数派保護の問題という、本来なら相容れないはずの状況が共存してしまう場合も起こりうる（たとえば東京地判平成元・7・18前掲や東京高判平成3・10・31前掲）。そうした場合に、多額の会社資産が一方の陣営のみに流用され会社の財産的基盤を脅かす程度にまで至れば、今度はもう一つの解散請求事由たる「会社財産ノ管理又ハ処分ガ著シク失当ニシテ会社ノ存立ヲ危殆ナラシムルトキ」（商法406条ノ2第1項2号、有限会社法71条ノ2第1項2号）として、2号事由による解散を認める余地も生じよう（拙稿・金判851号58頁、穴戸善一・ジュリ1004号90頁、北村雅史・商事1329号81頁など参照）。また同じように勢力伯仲下の状況にありながら、会社事業から上がる資産の流用を図る場合とは対照的に、僅差で会社運営の主導権を握る側があえて会社の営業活動を停止させ、長らく会社を休眠状態のまま放置してしまうこともあり、その事態に終止符を打つため会社解散請求のなされる場合がある（過去の認容事例として、大阪地判昭和57・5・12金判652号37頁）。本件もまた、そうした休眠会社の状態にある株式会社の解散請求事件であり、大阪地判昭和57・5・12の事案では持株比率50%ずつの対立だったのに対し、本件では対立する両陣営の持株比率に若干の差があるという相違こそあれ、いずれも2号事由にもとづき解散請求を認容する結果となった。

（2） 物的会社の解散判決（商法406条ノ2第1項、有限会社法71条ノ2第1項）と人的会社のそれ（商法112条1項、147条）を対比すると、前者では上記の1号事由か2号事由に該当し、かつ「己ムコトヲ得ザル事由アルトキ」が保有議決権比率10%を要する少数株主権としての解散判決請求権の行使事由とされるのに対し、後者では単純に「己ムコトヲ得ザル事由アルトキ」各社員の請求で解散判決に至るという文言上の顕著な違いがある。両者の間には行使要件の厳格さと請求事由の具体的特定度において格段の開きがあり、内容的にも社員間の人的信頼関係が重んじられる人的会社でのみ社員間の不和や中心的社員の死亡といった主観的要因が解散請求事由にあたると解されるなど、質的な相違がある（永井和之・判例評論332号214-5頁）。字句解釈の相対性という見地からすれば、人的会社において解散請求原因たるべき一切の事情を包摂する概括条項的な文句として解釈される「己ムコトヲ得ザル事由」が、物的会社では1号事由と2号事由に掲げられた具体的な解散請求事由に加えて一層の絞りをかけるべく最終手段性（他に解決方法のないこと）を求めたものと解されることに留意しなければならない（この概念の解釈の幅につき北村・前掲82-3頁参照）。

本判決は被告Y会社を休眠会社に準ずべき状態にあると認定し、会社を休眠状態のまま放置すること＝会社の業務体制の欠缺＝会社財産の管理方法として著しく失当という、かつて大阪地判昭和57・5・12が示した等式をそのまま援用することで、本件を2号事由に当てはめ、「己ムコトヲ得ザル事由」には格別言及しないまま解散請求を認容した。この立論はいかに評価されるべきか。議論の前提として、休眠会社の概念を商法406条ノ3にいう法文上の休眠会社と直結させてはならず、休眠会社か否かを論ずるよりむしろ商法406条ノ2第1項にいう具体的事由の有無を実質的に判断すべきであり、その意味で実質的な休眠状態にある会社が何ゆえ同項に該当するかこそまず検討されるべきである（森淳二郎・商事791号34頁参照）。冒頭にみたように、株主総会や取締役会のレベルにおける意思決定の構造的困難が1号事由にいう業務執行上の難局逢着であるとすれば、会社を休眠状態にしておくという現経営陣の選んだ途が1号事由に該当しないことは明らかである。休眠状態におく判断が可能だったとすれば、その逆に営業再開する選択の余地もあると解されるからである。本判決が上記のように著しく不当な会社財産管理という2号事由への当てはめを選んだのは、その意味で正しい方向性の試みといえそうである。しかし、2号事由の下で、会社財産の不当な流用や処分による誤った経営ないし取締役の非行を是正できない状況という問題類型を觀念するとしたら（上柳克郎ほか編代『新版注釈会社法（13）』26頁〔谷川久〕）、ここでも休眠状態の放置という不作為状態を会社財産の不当流用・処分という積極的な非行の言葉的表現とどのようにして結びつけるかの問題が依然残るといわざるをえない。この問題に関しては、やはり実質上の休眠状態にある会社と継続企業との比較という視点から、後者では企業活動の変動性が会社の損害回復の見込みを生ぜしめ、当事者間の対立状況にも変化要因（事態打開の契機）として作用しうることに対し、前者では企業性の喪失がそもそも会社ひいては株主全体にとって営業年度ごとの会社制度維持に伴う諸経費相当分のなし崩し的な損害拡大という客観的状況を固定化させることに注目すべきである。本件の事案の下で、すでに人的にも物的にも経営資源の大半が失われていることに鑑みれば、休眠状態から営業再開へとこぎ着けるには新規の起業にも匹敵するほどの手間がかかるものと予想される。もはや好機到来に備えた一時的な待機の域を超えて経済環境の変化に即応できる態勢もないまま休眠状態を放置し続け

ることは、積極的な加害行為と同等に評価でき、著しく不当な会社財産の管理方法にあたるという本判決の解釈も十分に理解できる。ただし、2号事由の認定から直ちに解散請求認容の結論を導く立論は、法文上もう一つ「己ムコトヲ得ザル事由」の絞りがかけられていることを看過するもので、解釈論的な疑問を免れない。株主全体の利益のため会社解散という選択肢を、しかも多数派の意思（僅差とはいえ）に反して解散判決請求という方法で実現するのやむなしといえるだけの客観的な事情を見据えておく必要がある。資本多数決による打開が不可能な行き詰まり事例では、1号事由の認定のなかに「己ムコトヲ得ザル事由」の存在を読み込むことで特段それに触れない解釈を正当化する余地もあるうが（川島いづみ・判タ948号209頁参照）2号事由に関してはそうもいかない。持株比率が等分か否かの事例的差異を抱えながら同じ結論に辿りついた大阪地判昭和57・5・12と本判決とを一括りに理解するなら、企業性を喪失した実質上の休眠会社という類型の場合にも、「己ムコトヲ得ザル事由」は2号事由の認定作業中に当然織り込まれるものとして追加的な要件事実たるの意義を失うと解すべきであろうか。

《参考文献》

西川昭・金判678号42頁（大阪地判昭和57・5・12の評釈）
 瀬谷ゆり子・法律のひろば37巻3号67頁（同）
 拙稿・金判851号52頁

（平成15年8月23日）

著者：東北学院大学法学部教授 菊地雄介